



週間情報



No.2405

発行日 平成24年2月7日

発行所 全国消防長会

(財)全国消防協会

担当 企画課 03(3234)1321

消防本部の動き

◆ 防災ヘリコプターと夜間合同訓練を実施

豊橋市消防本部では、平成24年1月23日（月）豊橋市内の豊橋総合スポーツ公園多目的広場において、愛知県防災航空隊と合同で「愛知県防災ヘリコプター（わかしゃち）夜間離着陸訓練」を実施しました。

訓練は、夜間における災害を想定し、愛知県防災ヘリコプターが安全・確実・迅速に離着陸するため、消防本部職員が同公園に常備してある夜間照明設備を設営、離着陸地点付近を照らしてヘリコプターを誘導しました。

訓練は、毎年実施していますが、両機関の連携を更に深める訓練でした。

豊橋市消防本部（愛知）



【防災ヘリコプターとの夜間訓練状況】

◆ 下関市・美祢市消防通信指令事務協議会を設置

下関市消防局、美祢市消防本部では、両市が共同して消防通信指令事務を行うことを目的とした「下関市・美祢市消防通信指令事務協議会」を平成24年1月1日に設置し、第1回目の協議会を2月1日（水）に下関市消防局講堂で開催しました。

平成25年10月の新築運用開始を予定している下関市消防局の新庁舎内に、両市が共同して新指令システムを設置し、管轄する両市における119番通報の受信、出動指令、通信統制、情報伝達等の消防通信指令事務を共同で行います。

第1回目の協議会では、共同運用の協議開始に至るまでの経緯の説明や今後のスケジュール等についての協議を行い、平成25年10月1日の運用開始を目指して進めていきます。

協議会設置の経緯は以下のとおりです。

- | | |
|-------------|---|
| H17. 7. 15 | 消防庁から共同運用推進の通知 |
| H22. 8. 11 | 下関市・美祢市消防指令業務共同運用検討委員会を設置 |
| H22. 12. 24 | 下関市・美祢市における消防指令業務の共同運用に係る基本的事項に関する確認書締結 |
| H23. 12. 19 | 下関市議会が協議会設置の協議について議決 |
| H23. 12. 22 | 美祢市議会が協議会設置の協議について議決 |
| H23. 12. 28 | 下関市・美祢市消防通信指令事務協議会設置に関する協議書締結 |
| H24. 1. 1 | 下関市・美祢市消防通信指令事務協議会設置 |
| H24. 1. 18 | 協議会設置について、山口県知事へ届出 |

今後の予定

- | | |
|-----------------|--------------------------|
| H24年度・25年度（上半期） | 消防指令センター整備、共同運用に係る諸規程の整備 |
| H25. 10. 1 | 共同運用開始 |

下関市消防局（山口） 美祢市消防本部（山口）



【第1回下関市・美祢市消防通信指令事務協議会開催状況】

◆ 茨木市消防音楽隊30周年記念演奏会を開催

茨木市消防本部（大阪）

茨木市消防音楽隊は、昭和56年2月、音楽を通じて市民の消防に対する認識を深め、防火思想の普及啓発等を図るために発足しました。そして、昨年2月に発足30周年を迎え、平成24年1月29日（日）午後2時から、茨木市立生涯学習センター・きらめきホールにおいて、記念演奏会を開催しました。第一部の式典は、野村市長のあいさつからはじまり、次に、茨木市災害予防協会から野村市長に楽器「ビブラフォン」が寄贈されました。第二部のゲストステージでは、りんでん幼稚園鼓笛隊による素晴らしい演奏が披露され、第三部の消防音楽隊オリジナルステージでは、「ハローファイヤーマン」、「坂本九コレクション」などアンコールを含め全8曲の演奏を披露しました。

当日は、多くの市民の方が来場し、会場が満席となる大盛況のなか終了しました。



【記念演奏会実施状況】

◆ FAX番号の変更について

- 21205 上越地域消防事務組合消防本部（新潟）
新FAX番号 025-525-1191（2月6日付けで変更となっています。）

国等の動き

◆ 東日本大震災を踏まえた危険物施設の地震・津波対策の推進について

消防庁

東日本大震災を踏まえた危険物施設の地震・津波対策の推進について（平成24年1月31日付け消防危第28号）が危険物保安室長名にて、各都道府県消防防災主管部長及び東京消防庁・各指定都市消防長あてに次のとおり通知されましたのでお知らせします。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災における危険物施設の被害状況について消防庁が行った調査によると、地震の揺れや津波により被害を受けた危険物施設数は3,341施設であり、調査対象地域（岩手県、宮城県及び福島県を含む16都道県）における全危険物施設数（211,877施設）の約1.6%で破損等の被害が発生したことが明らかとなりました。

このような状況を踏まえ、消防庁では、地震の揺れ及び津波による危険物施設における事故の発生防止を図るため、「東日本大震災を踏まえた危険物施設等の地震・津波対策のあり方に係る検討会」を開催し、東日本大震災における危険物施設の被害状況の分析及び地震・津波対策のあり方に係る検討を行ってきたところです。

今般、当該検討会の検討結果を踏まえ、東日本大震災における危険物施設の被害事例に照らした地震・津波対策について下記のとおり取りまとめましたので、貴職におかれましては、このことに留意され、危険物施設の所有者等に対し、危険物施設の地震・津波対策の充実強化が図られるよう引き続き適切な御指導をお願いするとともに、貴管内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

また、このことについては、別添（省略）のとおり関係業界団体に対し通知しているところです。

なお、本通知は消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

また、本通知中においては、法令名について次のとおり略称を用いたので御承知願います。

危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）	規則
危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令 （平成6年自治省令第30号）	平成6年省令
危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令 （平成17年総務省令第3号）	平成17年省令
危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示 （昭和49年自治省告示第99号）	告示

記

第1 危険物施設の地震対策について

地震の揺れにより危険物施設の配管や建築物等において破損等が発生していることを踏まえ、危険物施設の所有者等は、危険物施設ごとに、当該施設の配管や建築物等の耐震性能、技術基準の適合状況及び当該施設周辺の液状化の可能性等を確認し（以下「再確認」という。）、再確認の結果に応じて必要な措置を講ずる必要があること。なお、再確認を実施する際には、別紙1（省略）に掲げる事項に留意する必要があること。

第2 危険物施設の津波対策について

1 危険物施設に共通する事項について

津波により施設全体が損壊・流失する被害が発生していることを踏まえ、危険物施設の所有者等は、津波警報発令時や津波が発生するおそれのある状況等における緊急時の対応に関する検証（以下「検証」という。）を施設ごとに実施し、検証の結果に応じて避難時の対応や緊急停止措置等の対応に関する必要な事項を予防規程等（予防規程を定めなければならない危険物施設以外の危険物施設にあつては、当該危険物施設の所有者等が作成した保安マニュアル等とする。以下同じ。）に規定する必要があること。この場合、危険物施設の所有者等は次に掲げる事項に留意した検証を行う必要があること。

なお、今後、規則第60条の2（予防規程に定めなければならない事項）に津波が発生するおそれのある状況等における措置等に関する事項を追加することを予定しており、危険物施設の所有者等が当該事項を予防規程に定める際の留意事項については、追って通知する予定であること。

(1) 検証を実施する必要がある危険物施設について

検証を実施する必要がある危険物施設は、津波が発生した場合に浸水するおそれのある地域に所在する全ての危険物施設とすること。

(2) 危険物施設の所有者等が検証を実施する際の留意事項について

危険物施設の所有者等が検証を実施する際には、次に掲げる事項に留意する必要があること。

ア 東日本大震災を踏まえて地方公共団体等で作成される津波浸水想定区域図等を活用し、危険物施設の設置場所及び周辺の地理的特徴や津波被害の危険性等について把握すること。

イ 従業員等の避難について、避難経路、避難場所、避難方法等の確認を行うとともに、従業員等への周知徹底を図ること。

ウ 津波警報が発令されたことや津波が発生するおそれのある状況であることを、津波襲来の切迫性も含めて従業員等へ伝達する方法を検証し、従業員等へ当該方法の周知徹底を図ること。

エ 津波警報発令時や津波が発生するおそれのある状況において、施設の緊急停止の方法、手順について確認すること。また、地震に伴って停電が発生する可能性があることを考慮し、施設が停電した場合における緊急停止の方法、手順についても併せて確認すること。この際、施設の緊急停止に伴い危険物を取り扱う装置等での異常反応や圧力上昇等により火災流出等の事故が発生することがないように、施設における危険物の貯蔵・取扱いの工程（プロセス）に鑑み、緊急停止の適切性も含めた検証を実施すること。

オ 避難や緊急停止の方法の確認に併せて、緊急停止等の実施体制を明確にすること。特に、津波が発生するおそれのある状況においては、緊急停止等に対応できる時間が限られていることから、短時間で効果的に行えるよう従業員の役割を明確にすること。この場合において、夜間や休日など、従業員等の少ない時間帯における実施体制についても併せて確認すること。

(3) 危険物施設の従業員に対する検証の結果の周知等について危険物施設の所有者等は、(2)を踏まえて実施した検証の結果を当該施設の従業員等へ周知し、津波が発生するおそれのある状況を想定した訓練を実施する必要があること。

2 屋外タンク貯蔵所に関する事項について

津波による屋外貯蔵タンクの被害について検証した結果、既往の津波波力算出式を用いたシミュレーションの有効性が確認されたことから、1の検証を行う場合は、屋外貯蔵タンクの津波被害シミュレーションを実施することにより具体的な被害予測を行うこと。なお、屋外貯蔵タンクの津波被害シミュレーションツールについては、追って消防庁から提供する予定であること。

第3 その他

- 1 第1の再確認及び第2、1の検証については、立入検査等の機会を活用して再確認等の状況を確認し、必要な地震・津波対策が講じられていない場合は速やかに対策を講ずるよう指導されたいこと。
- 2 容量が1,000 キロリットル以上1 万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所については、危険物を取り扱う配管への緊急遮断弁の設置に係る技術上の基準を規定することを予定しており、その運用等については追って通知する予定であること。

以上

【連絡先】危険物保安室

担 当：中本課長補佐、竹本係長（危険物施設に関する事項）

永友課長補佐、宮内係長（屋外タンク貯蔵所に関する事項）

電 話：03-5253-7524

FAX：03-5253-7534

◆ 防災・減災対策等の推進に係る留意事項について

消防庁

防災・減災対策等の推進に係る留意事項について（平成24年2月1日付け消防第23号、消防国第6号、消防運第13号、消防応第17号、消防情第12号、消防参第31号）が国民保護・防災部防災課長、国民保護室長、国民保護運用室長、応急対策室長、防災情報室長、参事官名にて、各都道府県消防防災・危機管理部局長及び東京消防庁・政令市消防長あてに次のとおり通知されましたのでお知らせします。

国においては、「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年7月29日付け東日本大震災復興対策本部）等に基づき、同震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災等のための施策について、その取組を進めているところです。

中央防災会議の「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」の報告書を踏まえ、津波対策を中心とした防災基本計画の見直しが昨年12月に行われたほか、内閣官房長官を座長とする「防災対策推進検討会議」が設置され、防災対策の充実・強化の幅広い議論が行われているところであり、南海トラフに係る地震対策の検討や災害対策基本法（昭和36年法律第223号）等の災害対策法制の見直しも進められているところです。

さらに、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）が施行されたほか、原子力災害対策関連においても、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）の改正をはじめ、その検討が進められているところです。

貴職におかれましては、こうした国の動きも踏まえ、下記（省略）について留意しつつ、防災・減災対策等の推進について積極的に取り組むとともに、貴都道府県内の市区町村に対しても併せて周知をお願いします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

◆ 平成23年1月～9月中の製品火災に関する調査結果

消防庁

標記について、平成24年2月1日に次のとおり報道発表されましたのでお知らせします。

消防庁では、消費者の安心・安全を確保するため、火災を起こす危険な製品の流通防止を目的として、平成23年1月～9月中に発生した自動車等、電気用品及び燃焼機器に係る火災※のうち、「製品の不具合により発生したと判断される火災」及び「原因を特定できない火災」の製品情報を調査しました。（別添参照（省略））

その結果は、以下のとおりです。

① 「製品の不具合により発生したと判断される火災」が95件

② 「原因を特定できない火災」が347件

調査結果の概要

	自動車等	電気用品	燃焼機器	全体
① 製品の不具合により発生したと判断される火災	10	73	12	95
② 原因を特定できない火災	176	133	38	347
合計	186	206	50	442

※ 消防機関の火災原因調査の結果、使用者の使用方法の不良等及び自然災害に起因する火災など、製造事業者等の責任ではないと判断された火災は、本調査の対象外です。

消防庁では、この結果を各都道府県等に通知するとともに、関係省庁と連携して製品に起因する火災の再発防止のために活用することとしております。

※ 全文は、消防庁ホームページ

(http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2402/240201_1houdou/01_houdoushiryou.pdf)
に掲載されています。

<p>【連絡先】 予防課消防技術政策室 担 当：椎名・熊谷・駒場 電 話：03-5253-7541 FAX：03-5253-7533</p>

◆ 平成23年度国の補正予算（第3号）に係る消防団安全対策設備整備費 補助金及び消防防災通信基盤整備費補助金交付決定（第1次）

消防庁

標記について、平成24年2月1日に次のとおり報道発表されましたのでお知らせします。

消防庁は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第6条第1項の規定に基づき、消防団安全対策設備整備費補助金及び消防防災通信基盤整備費補助金について、本日、次のとおり交付決定を行いました。

1 今回交付決定額 95億26百万円
(内訳)

- 消防団安全対策設備整備費補助金 407団体 8億63百万円
(水災用資機材、夜間活動用資機材)
- 消防防災通信基盤整備費補助金 のべ259団体 86億63百万円
(防災行政デジタル無線施設、消防救急デジタル無線施設、全国瞬時警報システム(J-ALERT))

2 補助金交付決定状況

別紙(省略)一覽参照

※ 全文は、消防庁ホームページ

(http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2402/240201_1houdou/02_houdoushiryou.pdf)
に掲載されています。

【連絡先】

(1) 消防団安全対策設備整備費補助金
防災課

担 当：常木係長、堀事務官
電 話：03-5253-7525
FAX：03-5253-7535

(2) 消防防災通信基盤整備費補助金
防災情報室

(消防救急デジタル無線施設及び防災行政デジタル無線施設担当)

担 当：鳥枝補佐、天野事務官
電 話：03-5253-7526
FAX：03-5253-7536

国民保護室(J-ALERT担当)

担 当：明田係長、神田事務官
電 話：03-5253-7550
FAX：03-5253-7543

◆ 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）に対する意見募集

消防庁

標記について、平成24年2月3日に次のとおり報道発表されましたのでお知らせします。

消防庁は、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）の内容について、平成24年2月4日から平成24年3月4日までの間、意見を募集します。

1 改正内容

今回の危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）は、顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所において、E10（エタノールを10%含有するガソリン等）を取り扱う場合の技術上の基準を定めるものです。

2 意見募集対象及び意見募集要領

○ 意見募集対象

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）

○ 詳細については、別紙（省略）の意見募集要領を御覧ください。

3 意見募集の期限

平成24年3月4日（日）（必着）（郵送についても、募集期間内必着とします。）

4 今後の予定

皆様から寄せられた御意見を踏まえ、速やかに公布・施行する予定です。

※ 全文は、消防庁ホームページ

(http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2402/240203_1houdou/01_houdoushiryou.pdf)
に掲載されています。

【連絡先】危険物保安室

担 当：大上課長補佐、米田

電 話：03-5253-7524（直通）

FAX：03-5253-7534

E-mail：fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp

週間情報では、各本部の身近な情報を掲載していますので情報をお寄せ下さい。

週間情報への投稿は企画課へ！

TEL 03-3234-1321 FAX 03-3234-1847 E-mail：weekly@fcaj.gr.jp